

令和6年（2024年）3月7日

枚方市議会議長  
藤田幸久様

建設環境常任委員会  
委員長 番匠映仁

### 建設環境常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、令和6年3月7日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

#### 記

事件番号	事 件 名	審査結果
請 願 第 1 号	茄子作地区工業地域設定中止に関する請願	不採択とすべきもの

## 委員長報告参考資料

### 1. 主な質疑項目

- ・ 工業地域設定に伴う周辺地域の影響について
- ・ 工業地域指定の理由について
- ・ 工業地域における火災や災害リスクに対する見解について
- ・ 工場の火災発生時の対応及び避難計画について
- ・ 土地区画整理事業計画における周辺施設への配慮について
- ・ 4, 5 6 3 人の請願署名が寄せられたことに対する市の認識について
- ・ 地域住民の声に対する市の考えについて
- ・ 事業に不同意の地権者がいる状況での用途変更について
- ・ 市内における化学工場に隣接する小学校及び病院の有無について
- ・ 工場等建設に係る法令等の認識について
- ・ 土地区画整理事業に係る企業の募集状況について

### 2. 討論要旨

#### [妹尾正信委員]

本委員会における請願第1号の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

本請願の主旨ですが、地域住民の安心、安全と、地域の子どもたちに明るい未来を残すために、茄子作地区工業地域設定の中止を求めるとのことです。

主な理由としまして、工業地域では、化学薬品の貯蔵量等に何ら制限のない工場を建設することが可能。地下水により地域周辺等に物的・人的悪影響や被害が及ぶ。また、工業地域に設定される地区周辺には工業地域には建ててはならない春日小学校や東香里第二病院が存在している。このような状況の中、なぜ工業地域に設定しなければならないのかというものです。

枚方市が現在進めている都市計画手続のうち、茄子作地区区域全体の約21ヘクタールのうち、約8ヘクタールを大阪府による市街化調整区域から市街化区域への編入を経て、枚方市において用途地域を工業地域へ設定するべく手続が進められているものです。

これまでの経緯ですが、令和3年に地権者による土地区画整理準備組合が組織され、令和5年3月に、それまで準備組合にて検討されてきたまちづくりを実現するために必要となる都市計画手続について、準備組合総会にて方針決定され、その際決定された内容に今回の請願主旨に関わる工業地域設定も含まれていると聞いております。

その方針決定を受けた枚方市において、都市計画手続を進められ、昨年12月に

市民説明会、本年1月に公聴会が開催され、市民説明会及び公聴会ともに多くの市民の皆様方が参加されたと聞いております。

今後の予定として、説明会や公聴会で出された意見等に対する市の考えを踏まえ大阪府など関係機関と協議し、都市計画案を作成、その後案の縦覧、意見書をいただく機会を設けるとのことです。その後、市・府の都市計画審議会を経て、本年10月頃の都市計画決定に向けて手続を進めていくこととなります。

まず、枚方市がこの区域を工業地域に設定する理由ですが、本地区への企業進出を望む工場などの多様なニーズに対応し、本事業の実現性を高めるために、土地区画整理準備組合より提案された内容を踏まえたもので、枚方市としても、大阪府が示すガイドライン等に基づき、周辺環境への影響を考慮した街区設定や配慮がなされた計画であることと、枚方市都市計画マスタープランにも位置づけがされているとおり産業集積を図るもので物流や工場等の土地利用を想定していることから、工業地域に指定するとされております。

今回の請願理由の中で、工業地域では、化学薬品の貯蔵量や用途に何ら制限のない工場を建設することが可能だと主張されておりますが、工場などを立地、稼働していく上で周辺環境等を保全するために遵守しなければならない多くの法令等があり、それらの法規制に沿って適正、適法に工場等が建築、稼働されるものと考えておりますし、今回の都市計画手続に合わせて設定される地区計画において壁面位置の制限や、緑化率の最低限度を定めることにより、周辺環境との調和を図るなど配慮がなされています。

また、工場等の立地により地域に有益な企業誘致が可能になれば、新たな雇用の創出、従業員等の枚方市への転入や関係人口の増加など、地区の均衡ある社会の実現に寄与することや地域社会の貢献につながることを期待されます。

以上のことから、本請願には賛同できるものではありません。

一方、今回の請願にあったような事業に対し、少なからず不安な気持ちをお持ちの方や事業の内容や周辺地域に与える効果等について理解が得られていない方々がおられるという事実があります。

今後、まちづくりを進められる準備組合及び枚方市においては、より具体的に誘致企業が明らかになった場合には、速やかに不安や不明点等の払拭に向けて引き続き取り組んでいただくことを求めます。

以上、請願第1号については採択すべきでないとし、反対討論といたします。

### [三和智之委員]

茄子作地区工業地域設定中止に関する請願に賛成の立場で討論を述べます。

この茄子作地区の土地活用については、地権者等により令和3年12月から土地

区画整理準備組合が設立され、土地区画整理事業の具体化を図るために検討が進められてきました。そして、土地区画整理事業の実現に必要な都市計画の原案の概要が、令和5年9月の建設環境委員協議会に提案され、令和5年12月に市民説明会が開催されました。

周辺住民にとっては、茄子作地区の土地利用については、この市民説明会で初めて目にすることになりました。

この都市計画の原案では、市街化区域へ編入する面積の約4割を工業地域とすることになっています。工業地域は、工業の利便を増進するために定める地域で、様々な工場や危険物等の貯蔵、処理の量が多い施設の建設が可能となります。そして、この工業地域には、土地区画整理準備組合で、薬品など、化学工場の誘致の可能性も示されています。

この茄子作地区の周りには学校や病院が既にあり、高齢者施設も存在しています。工業地域の周りにこれだけの施設があるのは、枚方市内で初めてだということでもあります。

請願書の中には、「工業地域が設定された場合、今後、私たちはさまざまな懸念と不安との隣り合わせで暮らしていくことを余儀なくされます。子供たちにそのような未来を絶対に残すべきではありません。」と書かれていますが、近隣に住む方々にとって当然の主張だと思います。

住民が安心して暮らしていくために、役割を果たすことが自治体の仕事です。まちづくりは、市民の理解の上こそ持続可能な繁栄があると考えます。

今回、請願には4,563人の方々が、請願署名に賛同されています。茄子作地区のことを考え、これだけの市民の皆さんの声や思いをしっかりと受け止め、茄子作地区工業地域設定中止に関する請願に賛成の討論とさせていただきます。